

区画整理後の住所変更申請のご案内

1 申請方法について

郵送による申請または登記所窓口での申請のどちらかをお選びいただけますが、郵送による申請をお勧めします。

また、区画整理事業処理は、登記記録の作製に長期の時間を要しますので、早めに申請されても、住所変更の記載は、すぐに行うことができません。

住所変更申請は、「来年（令和7年）以降」の申請に、ご協力をお願いします。

(1) 郵送で申請する方法

必要書類及び返送用レターパックプラスを同封の上、**静岡地方法務局 藤枝支局登記係**宛てに送付してください（**下記連絡先参照**）。

返送用レターパックプラスは、登記手續完了証の返送に使用されます。

(2) 登記所窓口で申請する方法

必要書類をお持ちの上、**静岡地方法務局藤枝支局2階の登記受付窓口**に提出してください。

申請が集中し、窓口が混み合うことが予想されます。また、駐車場の台数も制限がありますので、郵送での申請にご協力をお願いします。

2 必要書類について

登記申請手続には、以下の書類が必要です。

(1) 登記名義人住所変更登記申請書【別添のとおり】

※ 申請書は登記名義人ごとに作成してください。共有の場合、申請書を共有者人数分提出する必要があります。

(2) 焼津市長発行の区画整理による住所変更証明書 【登記名義人の氏名が記載されているもの】

※ 焼津市から郵送された証明は、登記名義人氏名が記載されていないため、登記申請に使用できません。別途、焼津市役所窓口にて、登記名義人の氏名が記載された住所変更証明【無料交付】を取得してください。

(3) 委任状【登記名義人本人以外の方が申請する場合のみです】

委任された代理人が窓口で申請する場合、一緒に提出してください。

3 静岡地方法務局藤枝支局の連絡先

〒426-0037 静岡県藤枝市青木一丁目4番1号

静岡地方法務局藤枝支局登記係 【窓口は平日午前9時から午後5時まで】

電話番号 (054) 641-1158【案内 2番】

なお、登記申請は、不動産を管轄する登記所ごとに受け付けます。焼津市の不動産申請は、藤枝支局以外の登記所では受付できません。ご注意ください。